

廃棄物処理法及び同法政省令の改正について

1. 改正の状況

平成 22 年 5 月 19 日：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 34 号）公布

12 月 22 日：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成 22 年政令第 247 号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 22 年政令第 248 号）公布

平成 23 年 1 月 28 日：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」（平成 23 年環境省令第 1 号）公布

4 月 1 日：上記法令の施行

※ただし、罰則に関する一部の規定は平成 22 年 6 月 8 日施行

2. 改正の主な内容

(1) 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

① 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。

② 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。

※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。

③ マニフェストを交付した者は、当該マニフェストの写し（いわゆる A 票）を 5 年間保存しなければならないこととする。

④ 産業廃棄物処理業者は、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けてはならないこととする。

⑤ 産業廃棄物処理業者は、処理を適正に行うことが困難となる事由が生じたときは、その旨を委託者に通知しなければならないこととする。

⑥ 事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務を規定。

⑦ 不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。

⑧ 措置命令の対象に、基準に適合しない収集、運搬及び保管を追加。

⑨従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。

※改正前は、1億円以下の罰金。

(2) 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。

②廃棄物処理施設の設置者及び管理者に対し、当該施設の維持管理に関する情報のインターネット等による公開を義務付け。

③設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

④③に基づいて維持管理を行う者又は維持管理の代執行を行った都道府県知事又は市町村長は、維持管理積立金を取り戻すことができることとする。

⑤維持管理積立金を積み立てていないときは、都道府県知事は施設の設置許可を取り消すことができることとする。

(3) 産業廃棄物収集運搬業の許可制度の合理化と産業廃棄物処理業の優良化の推進

①原則として、一の政令市を越えて産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、都道府県の許可を受けることとする。

※改正前は、積卸しを行う全ての都道府県又は政令市の許可が必要。

②優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の有効期間を7年とする特例を創設。

※改正前は、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。

③廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

(4) 排出抑制の徹底

多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。

※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

(5) 適正な循環的利用の確保

①廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。

※改正前は、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定。

②環境大臣の認定制度の監督規定の整備

- ・変更手続を政令から法律に引き上げ、変更手続違反を認定取消要件に追加。
- ・大臣の報告徴収・立入検査権限を創設。

(6) 焼却時の熱利用の促進

廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。